9月11日 (第3日)

9月11日(水)第3日 午前10時00分開議

出席議員

	1番	花	野	伸	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$		2番	浜	先	秀	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
	3番	上	松	英	邦		4番	吉	野	伸	康
	5番	Щ	本	秀	男		6番	大	石	秀	昭
	7番	片	平		司		8番	沖	元	大	洋
	9番	野	﨑	剛	睦	1	0番	林		久	光
1	1番	住	岡	淳	_	1	2番	Щ	根	啓	志
1	3番	登	地	靖	徳	1	4番	浜	西	金	満
1	5番	Щ	本	_	也	1	6番	新	家	勇	\equiv
1	7番	Щ	木	信	勝	1	8番	扇	谷	照	義
1	9番	胡	子	雅	信	2	0番	上	田		正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

田中	達美	副市長	正井	嘉明
塚田	秀也	総務部長	土手	三生
浜村	晴司	福祉保健部長	川地	俊二
沼田	英士	土木建築部長	箱田	伸洋
久保	和秀	教育次長	横手	重男
岡野	数正	企業局長	川尻	博文
	塚浜沼久田村田保	塚田 秀也 浜村 晴司 沼田 英士 久保 和秀	塚田 秀也 総務部長 浜村 晴司 福祉保健部長 沼田 英士 土木建築部長 久保 和秀 教育次長	塚田 秀也 総務部長 土手 浜村 晴司 福祉保健部長 川地 沼田 英士 土木建築部長 箱田 久保 和秀 教育次長 横手

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長今宮 正志議会事務局次長平井 和則

議事日程

日程第1	議案第72号	平成24年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定に
		ついて
日程第2	議案第73号	平成24年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第3	議案第74号	平成24年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳
		出決算の認定について
日程第4	議案第75号	平成24年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別
		会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第76号	平成24年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘
		定)特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6	議案第77号	平成24年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会
		計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第78号	平成24年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第8	議案第79号	平成24年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第9	議案第80号	平成24年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第10	議案第81号	平成24年度江田島市下水道事業会計剰余金の処分及
		び決算の認定について
日程第11	議案第82号	平成24年度江田島市交通船事業会計決算の認定につ
		いて
日程第12	議案第83号	平成24年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び
		決算の認定について
日程第13	発議第4号	江田島市議会基本条例(案)の提出について
日程第14	発議第5号	江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)
		の提出について
日程第15	発議第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第16	発議第7号	非核三原則の法制化を求める意見書の提出について
日程第17	発議第8号	地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

開会(開議) 午前10時00分

○議長(上田 正君) ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回江田島市議会定例会 3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第72号 ~日程第12 議案第83号

〇議長(上田 正君) 日程第1、議案第72号「平成24年度江田島市一般会計歳 入歳出決算の認定について」から、日程第12、議案第83号「平成24年度江田島市 水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの12議案を、一括議題とい たします

本12議案に関し、胡子雅信決算審査特別委員長の報告を求めます。

胡子雅信決算審查特別委員長。

〇決算審査特別委員長(胡子雅信君) 決算審査特別委員会報告書。

本委員会は、平成25年第4回江田島市議会定例会本会議(2日目)において付託された次の議案について、総務・文教厚生・産業建設の3分科会に分割し、慎重に審査した結果、次のとおり決したので、会議規則第103条の規定により報告します。

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

審査した議案

議案第72号 平成24年度江田島市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議 案第83号 平成24年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について までの12議案。

2 審査年月日

平成25年9月5日 産業建設分科会、平成25年9月6日 総務分科会、平成2 5年9月9日 文教厚生分科会。

3 審査の概要

本審査に当たっては、各会計決算書及び附属書類・証書類はすべて監査委員の審査 済みであり、その意見書も提出されているので、計数的な面での審査は省略し、平成2 4年度各会計における予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し、適正にして公正かつ能率 的に執行されたかどうか、あるいは、行政の目的とする地域住民の福祉の増進のために どのような結果を上げることができたか、行政効果の観点から審査を行った。

4 審査の結果

平成24年度の一般・特別及び各企業会計の決算認定等に当たっては、前述したような審査の着眼点に基づき、決算書の内容について関係職員の説明を聴取し、検討を行ったところ、一般・特別及び各企業会計決算は、適法にして、かつ、予算議決の趣旨を

尊重しながら、健全な財政運営に努められていると認めた。

よって、平成24年度一般・特別及び交通船事業の各会計決算については、賛成多数で認定するべきものとし、平成24年度江田島市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに平成24年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、賛成多数で原案のとおり可決及び認定することに決した。

なお、個別意見並びに要望事項は、以下の記載のとおりでございます。 以上で報告を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、決算審査特別委員長の報告を終わります。 これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と結果に対するものであります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本12議案に対する反対討論の発言を許します。

7番 片平議員。

○7番(片平 司君) おはようございます。

それでは討論に参加をします。

平成24年度一般会計・特別会計認定についての反対の立場から討論に参加をします。

アベノミクスによる経済効果は、一部輸出大企業は高景況感を期していると報道されていますが、大多数の国民は景気回復の実感はなく、依然として不況感に包まれています。円安による輸入品目の値上げにより一段と生活は苦しくなっています。

2011年の国税庁の調査によると、民間企業や個人事業所で働く人の1年間の給与平均409万円です。前年に比べ0.7%の減額です。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプア、働く貧困層は1,100万人で、23.4%に上る非正規雇用が貧困化となっています。これまでの政治が行ってきた、新自由主義経済、弱肉競争の構造改革路線が、貧困と社会的格差を広げ、生活困窮者を増大させています。日本国憲法25条は、すべての国民に生存権を保障しています。自治体の責務は、住民の福祉を図ることを厳格に定めています。

平成24年度の江田島市予算は、高い国保税を一段と値上げを行い、国保税の支払い困難者を増加させ、市民の医療権を奪うに等しいものです。市民生活を脅かす高い国保税をこれ以上放置することは許されません。平成24年決算資料によりますと、国民健康保険資格証の発行、いわゆる保険証の取り上げは53所帯、短期証発行は202所帯です。病気あるいは治療中などの市民から国保証を取り上げることは断じて許されません。市民の命、健康を脅かす資格証発行は直ちに中止をするべきです。

市民生活を脅かす高い国保税をこれ以上放置することは許されません。国保基金・

一般財源からの繰り入れを行い、国保税の負担を少しでも軽減すべきです。

そのほか、24年度決算滞納状況によりますと、市民税2億4,000万、保育料2,000万、住宅使用料2億円、国保税3億2,000万円等があります。世界経済の低迷は日本の景気動向にも大きな影響を及ぼし、非正規・パート労働が一段と進行し、多くの市民は低所得に陥っています。このようなときこそ自治体は、弱者対策、生活支援対策を早急に具体化するべきです。

財源は、財政調整基金35億を初めとした基金95億円があります。市は使い道がはっきりしないため込まれた巨額のお金を早急に活用し、高い国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、義務教育終了までの子どもの医療費無料化等を実施し、負担の軽減を図り、生活支援のために活用するべきです。

日本国憲法25条は、すべての国民に生存権を保障してます。自治体の責務は住民 福祉の増進、これを厳格に定めています。今日この姿勢が厳しく問われています。

莫大な費用を投資してつくられた畑地総合整備事業は、完成と同時に、利用者の高齢化により、耕作放棄地が増え続け、早無用の長物となりつつあります。大型公共事業が始めるに当たっては、不用不急の是非や、江田島市の活性化、地域振興にどれだけ役立っているのか充分に検証をし行うべきです。

下水道事業は、環境保全と汚泥の資源化リサイクルのためにも必要です。下水道の 布設工事は膨大な費用と時間がかかります。24年度決算では若干の赤字になってます が、これ以上の値上げが行われると、市民生活に大きな負担となり、接続率の向上は望 めません。接続率の向上と、暗渠敷設工事の大胆な見直しが必要と思われます。

江田島市民は、県下一高い水道使用料を支払っています。古くなった水道管の取り替え工事等を否定するものではありませんが、原水の値下げ交渉や経費削減の努力を行い、6億円余りある剰余金の一部を取り崩して、市民の負担を軽減するべきです。

高齢化が進む中、里道や隣接している河川の維持管理が困難になっています。以前であれば、利用者の複数おり、維持管理も楽でしたが、高齢化とともに、耕作放棄地となり、里道や河川を利用する人が単数となり、維持が困難となり、有害鳥獣の巣となっています。市民が安全で安心して暮らせるためにも、住環境の整備、保全に万全を期してもらいたい。

22年度から始まり25年3月で終了した期間限定の住宅リフォーム事業、業者の 仕事を確保し、施工者の負担を軽減し、地域経済の活性化に大きく寄与し、大きな成果 を上げてきました。引き続き、住宅リフォーム事業を継続してほしいとの要望が、業者 からも市民からも寄せられております。事業の再開を強く要望するものです。

最後に、市民サービスを与える市職員の勤務条件、労働環境は大変厳しくなっています。臨時職員等の不安定雇用は早急に改善すること、安定雇用の職員をふやし、市民サービスを充実させるための環境を早急に具体化することを強く求めて討論を終わります。

以上です。

○議長(上田 正君) 次に、本12議案に対する賛成討論の発言を許します。 4番 吉野議員。 〇4番(吉野伸康君) ただいま上程されております議案第72号 平成24年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第83号 平成24年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての、決算の認定及び剰余金の処分について、賛成の立場で討論いたします。

初めに、平成24年度決算を総括しますと、一般会計の歳出総額は145億1,779万円で、前年度に比べ2.5%減少し、普通会計の歳出総額145億719万円についても、前年度に比べ2.2%減少しています。

財政運営の健全性を示す普通会計における主な財源指数を見てみますと、経常収支 比率は91.5%と警戒ラインであります80%を上回っています。

公債費比率は8.3%と前年度より0.4%低下し、公債費負担比率は16.5% と警戒ラインの15%を上回っています。

また、基金残高についても、前年より7億円上回り、78億円に、起債残高も償還がすすんで5億円減少し、178億円の状況にあります。

市民生活の視点から見ても、今後、長期的なスパンで増加する高齢者へのきめ細かな対応、ファミリー層への子育て支援等の拡充、学校施設等の社会資本整備の更新、近い将来予想される地震に備えた防災事業など、多額の財政需要が見込まれます。

特に、事業の休止及び抜本的な改善を含め、事務事業の見直し、行財政の体質改善を図るべきであり、今後も、行財政改革に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後に、基金や起債の活用に当たっては、財政のバランスや健全性を充分考慮しながら、計画的な活用に取り組んでいただきたいとお願いを申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長(上田 正君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本12議案について採決を行います。

まず、議案第72号「平成24年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第80号「平成24年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第82号「平成24年度江田島市交通船事業会計決算の認定について」の10議案についての委員長の報告は、意見を付け認定すべきであるとするものです。

本10議案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本10議案については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第81号「平成24年度江田島市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第83号「平成24年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案についての委員長の報告は、意見を付け可決及び認

定すべきであるとするものです。

本2議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本2議案については、可決及び認定することに決定いたしました。

日程第13 発議第4号

○議長(上田 正君) 日程第13、発議第4号「江田島市議会基本条例(案)の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

4番 吉野伸康議員。

〇4番(吉野伸康君) 発議第4号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康

賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

江田島市議会基本条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由

二元代表制の下、合議制機関である議会の役割を明らかにし、市議会及び市議会議員の活動原則などを議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、それにより市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、本条例を制定する。

詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長(上田 正君) 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を 行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号

〇議長(上田 正君) 日程第14、発議第5号「江田島市議会委員会条例の一部を 改正する条例(案)の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

16番 新家勇二議員。

〇16番(新家勇二君) 失礼をいたします。

発議第5号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 新家勇二

賛成者 同じく吉野伸康、賛成者 同じく山木信勝、賛成者 同じく野崎剛睦、賛成者 同じく山本秀男、賛成者 同じく浜先秀二。

江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

江田島市議会議員の定数条例の一部を改正する条例の公布に伴い、常任委員会の委員の定数を改正する必要があるため、現行条例の一部を改正する。

内容につきましては、改選後の定数が2名減となることにより、参考資料の総務常任委員会、文教厚生常任委員会の定数が7名から6名に削減されるものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(上田 正君) 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を 行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第6号

〇議長(上田 正君) 日程第15号、発議第6号「地方財政の充実・強化を求める 意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

4番 吉野伸康議員。

〇4番(吉野伸康君) 発議第6号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康

賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命 担当大臣、経済財政政策担当。

詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長(上田 正君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を 行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第7号

○議長(上田 正君) 日程第16、発議第7号「非核三原則の法制化を求める意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

9番 野﨑剛睦議員。

〇9番(野﨑剛睦君) 発議第7号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 野崎剛睦

賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

非核三原則の法制化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び 江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

意見書の提出先、内閣総理大臣衆議院議長、参議院議長でございます。

非核三原則の法制化を求める意見書についての案は、別紙のとおりで、朗読は割愛 させていただきます。

以上、提出いたします。

よろしく審議をお願いいたします。

〇議長(上田 正君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を 行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第8号

○議長(上田 正君) 日程第17、発議第8号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

17番 山木信勝議員。

〇17番(山木信勝君) 発議第8号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 山木信勝

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14 条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命 担当大臣、経済財政政策担当。

内容については、次のページに添付しておりますので、よろしくお願いいたします。 〇議長(上田 正君) 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を 行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

〇議長(上田 正君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成25年第4回江田島市議会定例会を閉会します。 ご苦労さんでした。

(閉会 10時36分)